

別記様式第3号（第5条、第10条関係）

再生利用について継続的な取引関係を有することを説明する書類				
	プラスチック原料等の種類	売却先の名称及び住所	プラスチック原料を使用して製造されたプラスチック製品の種類	売却量
1				
2				
3				
4				
5				
<p>備考</p> <p>1 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p> <p>2 「プラスチック原料等の種類」の欄には、異物の除去、洗浄、破砕その他処理によって製造されたプラスチック原料等の種類（フレーク、ペレット等）を記載することとし、プラスチック製品の種類（繊維、フィルム、ペットボトル等）を記載した場合には、「プラスチック原料を使用して製造されたプラスチック製品の種類」の欄は記載しなくてよい。</p> <p>3 「プラスチック原料を使用して製造されたプラスチック製品の種類」の欄は、売却先において製造されている具体的なプラスチック製品の種類（繊維、フィルム、ペットボトル等）を記載すること。</p>				